

# 深沢中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月

世田谷区立深沢中学校

(令和7年4月改定)

(令和8年4月改定)



# 深沢中学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめ防止等の基本的な方針

### 1 基本方針策定の意義

このいじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的のもとに、学校、家庭、地域、世田谷区、その他の関係機関が相互に連携し、世田谷区いじめ防止基本方針等を踏まえ、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

### 2 いじめの定義

『いじめ』とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

いじめを見落とすことがないように、いじめを受けた生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえる。行為がいじめに当たるか否かは、いじめの背景にある事情を把握し、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒の立場に立ち、慎重に行う必要がある。いじめを受けていても、本人がそれを否定することがあることから、仮に軽微に見えることでも苦痛が累積する場合があることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに心身の苦痛を感じさせてしまった場合や、相手を傷つけたがすぐに謝罪し、再び良好な関係を築くことができたりした場合には、例えば「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟かつ適切に対処する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

## 第2 いじめ防止等の具体的な対策

### 1 学校において実施する施策

いじめは、どの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうるものである。また、多くの児童・生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることや、被害生徒に対しては見守りを行うなど、徹底して守り通すことが大切である。

これらの認識のうえで、学校、家庭、地域、区、教育委員会、その他の関係機関等の連携のもと、次のことを基本としていじめ防止等の具体的な対策を推進する。

## (1)いじめの未然防止

すべての生徒がいじめは人として決して許されないことを理解し、自覚させるとともに、教職員が生徒の多様性を認めることで、すべての生徒が安心でき、自分の存在や相手の存在を認め、互いの人格を尊重する心の通う望ましい人間関係をはぐくむために、学校をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組みを推進する。

### ① 教育相談機能の充実・生徒の自己有用感の醸成

ア 教育相談活動を充実させる。生徒の話をよく聞いて、生徒一人一人のよさや個性を全教職員で伸長する。「あいあいタイム」や1年生のスクールカウンセラー面談を通して、担任以外の教職員にも相談できることや、本区をはじめ様々な相談窓口があることについて周知を図る。

イ 体育祭や合唱コンクール、校外行事などの学校行事や、生徒会活動などでは、生徒たちが自ら運営する活動（自主運営）を推進し、生徒が自己有用感を感じられるような取組を積極的に行う。

### ② 人権教育、規範意識を身に付けさせる指導を行う。

ア 年度初めに各学級で学級目標を設定する際に「いじめを起こさないためにこの学級で一年間どう取り組むか」を考えさせる等の取組みを通して、「いじめは絶対に許さない」という校内環境をつくる。

イ 1年生において、いじめの被害者、いじめの加害者双方の立場、傍観者になりがちな立場などについて考え、生徒自らがいじめを防止するためのいじめ防止プログラムを実施する。

ウ 全ての学級で、年間3回以上、いじめに関する授業を行う。

エ 「特別の教科 道徳」授業の充実を図る。生徒に考えさせる素材を盛り込んだ教材や、いじめ等現代的な課題、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた授業を積極的に展開する。

### ③ 年3回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全ての教職員の共通認識を図る。

## (2)「いじめ」の早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対応の前提であり、教職員をはじめ、大人は生徒の話に耳を傾け、心に寄り添い、その気持ちを受け止め、生徒との信頼関係などを高めていくとともに、定期的なアンケート調査や全員面接の実施等によるいじめの実態等を把握するための取組みや、学校における教育相談体制の充実を図る。また、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、校長を中心とした組織的な指導体制を確立する。

いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、背景にある事情の把握に努め、些細な兆候であっても、いじめでないのかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ① 生徒の困り感やいじめの兆候をキャッチするために、生活アンケートを実施する。ふれあい月間（6月、11月、2月）の生活アンケートの他に、学校独自の生活アンケートを実施する。アンケートから気になる記述を得た時には、速やかに該当生徒と面談を行い、困り感を受け止め、学級担任及び学年教員が中心となり、早急に聞き取りを開始する。
- ② 年に2回Q U調査を実施する。その結果については各学年で分析し、職員会議で全教職員に周知するとともに、その後の指導に役立てる。

### （3）いじめへの早期対応

いじめの情報を確認し、いじめの兆候が疑われた場合には、いじめを受けている生徒などの安全確保をはじめ、再発の防止など組織的に迅速に対応できる体制を整える。教職員個人が情報を抱え込んだり、いじめを軽視したりすることなく、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、教職員が一体となり、保護者や関係機関とも連携を図りながら、組織的かつ迅速に対応していく。

また、学校としてできることとできないことを明確にして、被害生徒及び保護者に対して丁寧な説明をするように努める。

### （4）家庭や地域、関係機関等との連携

いじめが複雑化・多様化する中で、いじめの問題に迅速かつ的確に対応していくため、家庭や地域の方々、関係機関等との連携を推進する。

### （5）警察と連携した的確な対応

警察と、生徒の健全育成の観点から日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築するとともに、いじめ事案への的確に対応するために必要に応じて教育的意義や果たすべき役割等を明確にした上で警察への相談・通報を行う。

### （6）いじめ防止等に取り組む組織の設置

- ① いじめ防止等を実効的に取り組む組織（深沢中学校いじめ対策委員会）を設置し、いじめ対策を行う中核となる役割を担うために定期的を実施する。また、この委員会は、校長、副校長、教職員やスクールカウンセラー、スクールサポーター、養護教諭等で構成する。

なお、当該委員会は情報の収集と記録、共有を行う役割を担っていることから、教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、一人で抱え込まずに、委員会に報告・相談する。

また、より実効性の高い取組が実施されるように、本基本方針の点検、見直しを定期的に行う。

- ② 主な役割

ア いじめの未然防止・早期発見の取組に係る年間計画を作成し、実施する。

イ 定期的に（月に一度）いじめ対策委員会を開催し、その中で個別のいじめについて議題とし、状況の進展に応じた「複数の目による状況の見立て」と、事案に対する対処方針の策定、共有を行う。

ウ 「対策委員会」として当該の事例が、いじめであるか、いじめの疑いの状況にあるか等について協議をする。

エ 「いじめ」の疑いありと認定する案件があれば、随時、「学校いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。

## 2 本校に係る重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ・ いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・ いじめられた生徒又は保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### (2) 重大事態調査の概要及び調査の目的

この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

重大事態調査は、対象生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査である。

### (3) 本校又は区と教育委員会による調査等

重大事態が発生したときは、設置している深沢中学校いじめ対策委員会などを中心に、重大事態に対処する。その際、被害生徒の保護者等の理解を得て、学校運営協議会やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針を説明し、必要に応じて解決に向けた協力依頼をし、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、本校は速やかに教育委員会へ報告し、教育委員会を通して区長及び各教育委員にも報告される。

## 第3 その他

この方針に定めるいじめの実態把握やいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ防止等の取組を評価する項目を学校評価に取り入れ、その取組み状況を検証し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応する。

令和8年度 いじめの未然防止・早期発見の取組に係る年間計画

桜咲く深緑の学び舎 世田谷区立深沢中学校

		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
目標		お互いを知り、よりよい人間関係づくりを努める。		相手のことを思いやり、協力し合う。		地域の人たちと進んで交流する。		相手の立場や気持ちを考えて、思いやり、自分の行動を振り返る。		感謝の気持ちをもち、よりよい人間関係づくりを促進する。		
行事	学校行事	始業式・着任式 入学式 新入生歓迎会 1学期中間 考査(3年)	1学期中間 考査(3年) 学校公開 体育祭 修学旅行(3年)	修学旅行(3年) 1学期期末 考査	第1回進路 説明会 終業式 三者面談	始業式 2学期中間 考査 河口湖移動 教室(1年)	生徒会役員 選挙 生徒総会 学校公開 学芸発表会 第2回進路 説明会(3年) 三者面談(3年)	三者面談(3年) 2学期期末 考査 校外学習(2年)	三者面談 終業式	始業式 道徳授業 地区公開講座 せたがや探 究的な学び、 メッセ 都立推薦入 試 校外学習(1年)	職場体験(2年) 学年末考査(1・2年) 都立一般入 試	校外学習(3年) 未来の夢発 見フォーラム (学校公開) 卒業式 修了式
	防止関係行事	生活アン ケート ネットテラ シー講座 校内研修会 (生徒理解) いじめ防止 プログラム(1年) いじめ防止 宣言の作成 (各クラス)	生活アン ケート SOS出し方 授業(2年) SC面談(1年)	QU調査 ふれあい 月間 生活アン ケート SC面談(1年)	SC面談(1年)	あいあい タイム 生活アン ケート	生活アン ケート いじめ防止 宣言後の中 間報告	QU調査 ふれあい月 間 生活アン ケート		生活アン ケート	ふれあい 月間 生活アン ケート	セーフティ教 室(3年)
学習指導	道徳	公正・公平・ 社会正義 (1年) よりよく生きる 喜び(3年)	友情・信頼 (1年) 生命の尊さ (2年) 公正・公平・ 社会正義 (3年)	友情・信頼 (2・3年) 相互理解・寛 容(3年)	生命の尊さ (3年)	向上心・個性 の伸長 (1・2年)	公平・公正・ 社会正義 (1年) 生命の尊さ (1年) 思いやり・感 謝(2年)	友情・信頼 (2年) よりよい学校 生活・集団生 活の充実 (2年) 思いやり・感 謝(3年)	相互理解・寛 容(2年) 友情・信頼 (3年)	生命の尊さ (1年) 友情・信頼 (1年)	相互理解・寛 容(1年) 生命の尊さ (2年) よりよく生きる 喜び(2・3年)	よりよく生きる 喜び(1年) 生命の尊さ (3年) よりよい学校 生活・集団生 活の充実 (3年)
特別活動 キャリア教育		キャリアパス ポートの作 成、紹介 よりよい関係 づくりのため の工夫等 構成的グル ープエン カウンター ふかカフェ ロ(1・3年) SOSの出し方 講座(1年)	学級や学年 内の協力・自 治体制の確 立をめざす 体育祭へ向 けた決意の メッセージ	いじめを考え る学級活動 等	年間を通じた ソーシャル スキルレー ニングを 実施 1学期の反 省 キャリアパス ポート 言葉の写真 (いどころ 探し)	班や委員会 等の小集団 での活動の 活発化を図 り、人間関係 をよりよく する。 学芸発表会 へ向けた決 意のメッセ ージ	集団生活の 見直し	長期休業の 生活におい での過程で の役割を考 える。 2学期の反 省 キャリアパス ポート 言葉の写真 (いどころ 探し)	進級に向け て、1年間の 振り返りを行 う 構成的グル ープエン カウンター	学級や学年 内の協力・自 治体市給を 確立する。	今年度の反省 次年度の目 標 キャリアパス ポート 言葉の写真 (いどころ 探し) ふかカフェ (1・2年) 2・ 3年)	
いじめ対策委員会		年度計画策 定 週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議	週・月例会議 年度計画反省
研修・啓発	教職員	校内研修会 いじめ防止 対策推進法 等研修		校内研修会 事例研修	生徒指導職 員研修(8月 実施)		校内研修会 事例研修		校内研修会 事例研修		校内研修会 事例研修	
	保護者・地域	いじめ防止 対策の基本 方針の説明 情報モラル 研修 学級懇談会 学年保護者 会 学校運営協 議会との連 携	学校運営協 議会との連 携	PTA運営委 員会 学校運営協 議会との連 携	学校運営協 議会との連 携	PTA運営委 員会 学校運営協 議会との連 携	学校運営協 議会との連 携	学校運営協 議会との連 携	PTA運営委 員会 学校運営協 議会との連 携	学校運営協 議会との連 携	学校運営協 議会との連 携	PTA運営委 員会 学校運営協 議会との連 携 今年度の報 告・次年度へ の意見